

西宮市放課後児童健全育成事業実施法人等審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、西宮市内で児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施しようとする法人等（以下「応募者」という。）が市の補助を受けて民設放課後児童クラブの整備等を行うことについて妥当かどうか判断するため、西宮市放課後児童健全育成事業実施法人等審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、応募者の作成した事業計画等を審査し、応募者が市の補助を受けて民設放課後児童クラブの整備等を行うことについて妥当かどうかの判断を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 審査会に会長及び副会長を置き、会長はこども支援局子育て支援部長、副会長にこども支援局子育て支援部育成センター課長をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審査会は、必要と認めるときは、学識経験者の意見を聴くことができる。

2 審査会は、必要と認めるときは、応募者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、こども支援局子育て支援部育成センター課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

こども支援局	子育て支援部長
こども支援局	子供支援総括室 担当課長（計画推進）
こども支援局	子育て支援部 育成センター課長
こども支援局	子育て支援部 担当課長（放課後施策推進）